

平成28年度 第2回

自動車整備技能登録試験のお知らせ

一般社団法人 石川県自動車整備振興会

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

1. 試験の実施

各都道府県（北海道にあっては、各地方）に設けられた登録試験地方委員会が直接試験の実施に当たります。

2. 平成28年度第2回登録（学科・実技）試験の実施種類

一級小型自動車 **学科**（筆記・口述）・**実技**試験

二級ガソリン自動車 学科試験

二級ジーゼル自動車 学科試験

二級自動車シャシ 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験

三級2輪自動車 学科試験

自動車電気装置 学科試験

自動車車体 学科試験

3. 試験実施の日及び場所

平成29年 3月26日（日）**学科 筆記**試験 各県整備振興会指定地予定

平成29年 5月14日（日）**学科 口述**試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

平成29年 8月27日（日）**実技**試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

4. 申請受付期間及び場所

受付期間 平成29年1月23日（月）～平成29年1月27日（金）

場所 石川県自動車整備振興会（登録試験石川地方委員会）

5. 受験資格の概要

1級： 2級（シャシを除く）合格後**3年以上**の自動車整備に係る実務経験がある者、1種養成施設の**一級課程**修了者等。

2級： 3級合格後**3年以上**の自動車整備に係る実務経験がある者、1種養成施設の**二級課程**修了者等。

3級： 15歳以降の自動車整備に係る実務経験が**1年以上**ある者、1種養成施設の**三級課程**修了者等。

電気： 15歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が**2年以上**ある者

車体： 15歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が**2年以上**ある者、1種養成施設の**車体課程**修了者等。

☆ 注意： 受験種目に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-291-2001

6. 申請に必要なもの

受験申請書 （種目別で地方振興会にて無償配布）

受験資格を証する証明書（使用者証明はHP又は窓口販売**1部10円**）

写真1枚（申請前6ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を撮影したもので、**縦6cm、横4.5cm**のもの）

受験手数料 学科 **4,200円**（一級**6,200円**）実技 **12,000円**

はがき※ 2枚（一級は試験毎に2枚） 学科試験合格後の実技用は後日提出

※ 官製はがきの表にご自分の宛名を記載した物

7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国に対して検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から2年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。したがって、1種養成施設修了者（自動車整備専門学校等卒業者）又は2種養成施設修了者（自動車整備技術講習修了者）の実技試験免除の者で登録学科試験に合格した者、もしくは登録学科・実技試験に合格した者は、検定試験の受験申請（書類審査）のみで自動車整備士資格を取得できます。ただし、検定試験受験手数料（全部免除申請料）等の費用は必要です。